

六篠会役員の報酬及び旅費規定

(趣 旨)

第 1 条 この規定は、六篠会役員の報酬並びに旅費の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報 酬)

第 2 条 役員の報酬は無償とする。

(旅 費)

第 3 条 役員が職務のため、会議等に参加する場合は、必要な旅費の実費を支給する。

2 旅行に伴う日当の額は、2,000円/日とする。

附 則

この規定は、平成9年4月1日より施行する。

附 則

この規定は、平成24年4月1日より施行する。